

第三セクター等の経営健全化方針の取組状況の調査結果の概要 (令和7年6月1日時点)

調査の趣旨

- 総務省では、各地方公共団体において第三セクター等の経営健全化に取り組むことを求めており、特に相当程度の財政的リスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体に対しては、経営健全化のための具体的な対応等を内容とする経営健全化方針を策定・公表するよう要請しています。(「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」(平成30年2月20日付け総財公第26号)、「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」(令和元年7月23日付け総財公第19号))
- したがって、本調査は、令和5年度決算データ(※)に基づき、第三セクター等のうち、「地方公共団体が損失補償、債務保証又は貸付け（長期・短期）を行っている法人」又は「債務超過法人（事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人を含む。）」であって、当該地方公共団体の出資割合が25%以上の法人のうち、次のI～IIIのいずれかに該当する法人と関係を有する地方公共団体を対象として、経営健全化方針の取組状況を調査し、公表しています（調査対象団体：287団体）。

- I 債務超過法人
- II 実質的に債務超過である法人
- a 事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人
 - b 土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社
- III 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の比率が、当該地方公共団体の実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人

※ n年度決算データ：各第三セクター等に係るn+1年3月31日までに終了した事業年度の決算データ。以下同じ。

調査結果の概要

1. 経営健全化方針の策定状況

令和7年6月1日時点で、経営健全化方針を策定済の地方公共団体は、270団体(94.1%)、未策定の団体は、17団体(5.9%)となった。

	策定済	未策定	計
団体数	270 団体 (94.1%)	17 団体 (5.9%)	287 団体 (100.0%)
(参考) 前回調査	288 団体 (94.4%)	17 团体 (5.6%)	305 団体 (100.0%)

※1 1つの団体が複数の第三セクター等と関係を有する場合、関係を有する第三セクター等ごとに1団体として計上している。

※2 「策定済」には、「法人が整理（売却・清算）された」等の策定の必要がないものを含む。

※3 「前回調査」とは、令和4年度決算データに基づき経営健全化方針の策定要件に該当した地方公共団体における、令和6年6月1日時点の策定状況である。

2. 経営健全化方針に基づく取組状況

令和6年度決算データにおける経営健全化方針の策定要件に係る数値が、初めて策定要件に該当した年度の数値と比べて改善している地方公共団体は、129団体(44.9%)となった。

	改善	悪化	計
団体数	129 団体 (44.9%)	158 団体 (55.1%)	287 団体 (100.0%)
(参考) 前回調査	150 団体 (49.2%)	155 团体 (50.8%)	305 团体 (100.0%)

※1 1つの団体が複数の第三セクター等と関係を有する場合、関係を有する第三セクター等ごとに1団体として計上している。

※2 「改善」には、「法人が既に清算・廃止された」場合等を含む。

※3 「前回調査」とは、令和4年度決算データに基づき経営健全化方針の策定要件に該当した地方公共団体における、令和6年3月31日時点の経営健全化方針に基づく取組状況である。

※4 経営健全化方針の策定要件に係る数値

I : 債務超過額

II a : 時価評価時の債務超過額

II b : 土地開発公社における、当該地方公共団体の標準財政規模に対する債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額の割合

III : 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の割合